

平成 29 年 10 月 10 日

配置予定技術者等及び現場代理人に関する 落札候補者辞退の取り扱いについて

複数の案件に入札し、複数案件又は専任の技術者等を配置する案件の落札候補者に該当したことで、技術者等がいなくなり落札候補者を辞退する場合について

技術者等の兼任制度は、事業者が技術者等を円滑に活用できるようにすることにより、事業経営の安定化に資することを目的としたもので、落札する意思のない入札を誘引するものではありません。

このため、落札候補者になったにも係わらず、「正当な理由」なしに技術者等を配置できずに契約を締結できない場合は、伊那市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱別表第 2「不正又は不誠実な行為」(11) 別表第 1—1、別表第 1—2 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。」に該当するものとして、入札参加停止の対象となりますので、十分にご注意願います。

配置できない「正当な理由」とは

技術者の死亡、負傷、退職等により、真にやむを得ない場合等

なお、下記の内容による場合は当分の間「正当な理由」として取り扱います。

入札参加停止措置の緩和について

平成 29 年 10 月 10 日

本市の発注工事等で開札日が同日の複数の案件（一抜け方式に該当しない・短縮による案件他）に入札し、複数の落札候補者となった場合に、配置できる技術者が足りなくなる等やむを得ず辞退しなければならなることが想定されます。

この場合、開札が最も遅い案件から順に落札者となることを辞退した場合は入札参加停止措置の対象としません。

なお、落札候補者が 1 社のみの案件に該当した場合は、開札の順に係わらず当該案件の落札候補者となります。